

春 学 期 未 済 試 験 に つ い て

未済試験は、病気、その他やむを得ない事由※により、春学期試験を欠席した場合に、改めて実施する試験です。※インターンシップ参加は未済試験受験理由には該当しません。

「証明書類」[下記(5)参照]を提出の上、「試験欠席届」が受理された科目は、一部」[下記(4)参照]を除き、未済試験を受験できます。

未済試験の受験を希望する場合は、法学部が指定する期間[下記(1)参照]に受験申込手続きをしてください。※試験欠席届については別掲の「試験についての注意事項」も参照してください。

(1) 手続期間

[日 程] 7月18日(土)～7月28日(火) 9:00～17:00

[場 所] 法学部事務所窓口(8号館1階)

※該当する科目の試験終了後、速やかに手続きを行ってください。

※上記以外の受付は、原則として行いません。

※申込には所定の手数料(1科目につき¥1,000)が必要です。

(2) 試験日程

時間割発表: 8月4日(火) 10:00

試験期間: 8月5日(水)～8月6日(木)

成績発表: 9月8日(火)予定

(3) 未済試験実施対象科目

「授業内試験」「その他試験」を実施している科目全て

(4) 未済試験を実施しない科目

- ・「授業内試験」「その他試験」の時間割に掲載されていない科目
- ・授業期間中に行われた小テスト等

(5) 「証明書類」について

①「病気」が理由の場合

試験日時に受験できないことを証明できる『(医師作成の)診断書』を持参してください。診断書がない場合や診断書の内容が通院・加療の証明だけの場合は試験欠席届を受理しません。いつ、どんな状態なので、当該試験を受験することが不可能な状態であると判断できる診断書でなければなりません。

例) ○月△日、風邪による発熱のため、自宅にて静養を要する

②「その他やむを得ない事由」による場合

試験日時に受験できないことを証明できる『公的な証明書』を持参してください。証明書がない場合や、証明書の文面から当該試験を受けることが不可能であると判断できない場合は、試験欠席届を受理しません。

例えば、電車の遅延により受験できなかった場合は「遅延証明書」を提出しますが、遅延時間が記入されていない場合や遅刻で受験できたと判断される場合は受理しません。

以 上